

質問回答書

案件名 リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業		
番号	質問事項記入欄	回答欄(記入欄)
1	本件は債務負担行為または長期継続契約のどちらでしょうか。	長期継続契約になります。
2	長期継続契約の場合、翌年度以降の予算の削減等があった場合、事業者の損害の補填はございますでしょうか。	リース料金については、必要経費として確実に措置していくこととしております。 万が一、予算の都合により事業の継続が不可能となった場合は、協議させていただきます。
3	天災・世界情勢、照明メーカーの納期遅延等の影響により悪化し、賃貸借開始までに施工が完了しない可能性がある場合、不可抗力とみなし協議いただけたと考えてよろしいでしょうか。	本事業は最終年度であるため、原則期日内でお願いします。如何ともしがたい事象が生じる場合は、国等を含めた検討が必要となってきますので、早めのご相談をお願いします。
4	上記に続き、半導体不足などによる機器納期遅延による工期延長は受注者起因ではないとの認識でよろしいでしょうか。	経済情勢などが原因であり、受託者に瑕疵がないと判断されれば、受託者に責任はありません。
5	落札者となった後に、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティは無いものとの認識でよろしいでしょうか。	ペナルティはありませんが、原則辞退とならないよう協議させていただきます。
6	契約保証金についてです。 貴県契約規則第101条2項には1号に契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、3号に契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じとする契約・・・2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。とございます。 1号の履行保証保険は契約締結日から賃貸借満了までを契約期間とする一括契約としなければならないとの認識でよろしいでしょうか。	履行保証保険は、契約締結日から1年間で締結していただき、2年目まで履行保証保険に加入していただく必要がございます。
7	上記質疑に続き、3号の契約実績はLED照明賃貸借事業として賃貸借期間が満了している実績を2件との認識でよろしいでしょうか。	契約が締結され、賃貸借が開始されていることを提示いただければ、賃貸借期間を満了せずとも実績として認められます。
8	リース期間満了後は、無償譲渡とある為、償却資産税はリース料に含まないとの認識でよろしいでしょうか。	制度上、地方税法第342条第3項に規定されている「所有権留保付売買」に該当するため、当該設備は、売主(事業者)と買主(県)の共有物とみなされます。 その上で、固定資産税の賦課について、買主である県は、地方税法第348条の「人的非課税」に該当するため、もう一方の共有者である事業者者に全額賦課されることになるという認識です。 ただし、固定資産税は市が課税することになりますので、課税の対象となるかも含め、課税庁に確認の上、対象となる場合は租税公課としてリース料に含めてください。
9	リース料金(月額及び総額)は税抜き金額の記載でよろしいでしょうか。	問題ありません。 税抜き価格であることが分かるよう記載をお願いします。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
10	プレゼンテーション実施時は提出する企画提案書の内容をまとめたpowerpointソフトを活用してよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、プレゼンテーションは紙面を用いて説明してください。
11	現地調査にて仕様書の内容や数量との相違が確認できた場合、金額及び工期の変更契約は可能との認識でよろしいでしょうか。	リース契約は、施工後に行われるため、左記のような変更契約が生じることはありません。
12	リース会社による代表者となり、業務全般の取り纏めを行い、調査・施工（元請会社）・維持管理の業務は他社へ委託し、施工会社が技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。	共同事業者の場合、契約は代表企業との締結になります。従って、代表企業の運営・責任の元で業務全般の取り纏めを行い、調査・施工（元請会社）・維持管理の業務は遂行しなければなりません。委託による主体性や責任の分任は契約の主旨から逸脱します。しかし、予め、共同事業者間で、事業運営に係る役割を明確化することは、妨げません。
13	アスベスト対策についてです。照明更新の伴うアスベスト調査及び対応が発生する場合は現状対応箇所が不明の為、提案金額に含まず別途協議との認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
14	公募要領2(4) 予算額について 本事業における補助対象経費の上限額は215,420,000円（税抜）、補助金額の上限はその2分の1に相当する107,710,000円（税抜）との理解でよろしいでしょうか。 また、公募要領に定める平均リース料32,000円／灯以下は、上記補助金額の上限を前提として設定されたものとの理解でよろしいでしょうか。 さらに、補助対象経費が上限額を超過した場合は、その超過分は補助対象外となり受注者負担となる一方で、平均リース料32,000円／灯以下を満たすことが求められるとの理解でよろしいでしょうか。	補助対象経費の上限について、左記考えで問題ありません。補助対象経費の上限を超えた金額並びに補助対象外経費については、リース料にて支払うことになります。 平均リース料32,000円／灯以下については、補助額を考慮し、概算にて算出したものです。 リース料は県費として支払います。従ってリース料32,000円／灯以下は、県費負担分を制限するためです。
15	公募要領2(4)ア 予算額について 補助金の施設毎での上限金額はないという認識でよろしいでしょうか。	現在、施設毎の上限は設定していませんが、協議にてご相談させていただく場合もあります。
16	公募要領2(4)ア 予算額について 補助金の対象内外の項目について、対象項目が判断できる計算書式あれば、開示お願い致します。 ※補助金試算の相違にリスクがなくなる為、ご指示ください。	対象項目が判断できる計算書式はありません。 補助対象となる項目は、蛍光灯等から調光機能を有するLEDに更新する施工にて生ずる器具費、施工費、工事管理費、既存設備の撤去費（取り外し費用、運搬費、処分費）となります（一部、非調光でも補助対象となる施設があります。）。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
17	公募要領2(4)ア 予算額、県有施設脱炭素化事業補助金交付要綱 別表 について 当該補助金において、10年間の保守メンテ費用は、補助対象外という認識でよろしいでしょうか。 また、既設照明器具の撤去に伴う工事費＋産廃費＋諸経費は、補助対象外という認識でよろしいでしょうか。	10年間の保守メンテ費用は、補助対象外となり、リース料に含めてください。 撤去に伴う工事費は補助対象に含めて構いません(処分費を含む。)。その他諸経費については、内訳を踏まえて協議にてご相談させてください。 「既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。」 (地域脱炭素推進交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金) Q&A集抜粋) ○ 設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。 ○ 新規の設備設置の場合は、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用が対象となります。 ○ ただし、有価物(鉄くず等)は処分利益に該当するため、処分費用から控除する必要があります。 ○ 従って、単なる設備等の撤去を行うことが目的の事業で、それに要する費用は交付対象外となります。 ○ なお、アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、交付対象外となります。
18	公募要領2(4)ア 事業費にかかる補助金について 補助金の活用条件は下記の認識で間違いありませんか。 ①調光機能や人感センサー等の省エネにつながる制御を入れる必要がある ※避難所に指定されている、青島青少年の家 総合研修館及び清武せいりゅう支援学校 屋内運動場は制御機能を入れなくても補助金の活用が可能 ② 人感・明るさセンサーを別置でつけた場合でも、センサーで制御されているエリア帯の照明は補助金の活用が可能 ③誘導灯は省エネにつながる制御機能がなくても補助金の活用が可能 ④非常灯兼用の照明は調光等の制御機能を有していれば補助金の活用が可能 ⑤単独の非常灯は補助金の対象外 ⑥LEDランプ交換(既設器具流用)の場合は制御機能を有していても補助金の対象外 ⑦LED→LEDの更新は制御機能をつけても補助金の対象外	問題ありません。 また、既存の人感センサーを流用する場合も補助対象となります。 なお、調光制御機能付きLEDとは、以下①～③のいずれかの機能を有するものとします。 ①スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能) ②明るさセンサによる一定照度制御(明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する) ③在/不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)
19	公募要領2(4)イ リース料について 1灯あたり32,000円以下とありますが、別置タイプのセンサー等については、この灯数には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。 また、参加事業者間で提案条件を統一し、適正な比較・審査を行うため、本事業における仕様書上の施設ごとの灯数をご教示いただけますでしょうか。	別置タイプのセンサー等についても含めてください。 施設毎の灯数は、算出していません。6施設の灯数は概算で6,467灯(外灯除く。)となります。
20	公募要領2(4)イ リース料について 1灯あたり32,000円以下とありますが、リース料総額(税抜き)(工事費(補助金控除後)＋補助対象外＋保守メンテ費含む)÷導入台数という認識でよろしいでしょうか？	総リース費(工事費(補助金控除後の残額)＋補助対象外(対象外機器、その他諸経費)＋保守メンテ費含む)÷導入台数
21	公募要領2(4)イ リース料について 1灯あたり32,000円以下とありますが、保守メンテ費は除くという認識で間違いありませんか？	含まれます。
22	公募要領2(4)イ リース料について リース契約は、施設毎(6施設)に行うとありますが、工事終了の時期が早期に完了した場合でも、すべてに施設のリース開始日は令和9年4月1日～で間違いありませんか？	問題ありません。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
23	公募要領5(1)イ 設備概要について 記載する内容は、施設毎に分けて記載し、本事業におけるすべての器具の消費電力の記載が必要という認識で間違いありませんでしょうか。 また施設ごとに器具形状が異なり器具種類も多くなるため提案書とは別途、各施設(部屋ごと)の導入予定器具一覧表を任意書式で提出する形でよろしいでしょうか。	企画提案の方法については、自社でのご判断をお願いいたします。
24	公募要領5(1)ウ 事業効果について ①各施設の電気料金の削減見込みは、更新後10年間の削減見込みで算出してよろしいでしょうか。 ②削減効果算出における、契約電気基本料金と電気料金単価、CO2排出係数のご指示をお願いします。 ③年間の点灯日数についてのご指示をお願いします。	①問題ありません。 ②契約電気基本料金、電気料金単価及びCO2排出係数は九州電力実績(最新)を参考に積算してください。 なお、二酸化炭素削減量(計画値)は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を活用し算定してください。 ③年間250日で試算してください。
25	公募要領5(1)ウ 事業効果について 照明の使用時間について、仕様書の記載以外の部屋については、各事業者にて判断し、試算するという認識で間違いありませんでしょうか。	問題ありません。ただし、現実的な範囲での想定をお願いします。
26	公募要領5(1)ウ 事業効果について 照明の使用時間について、仕様書の記載の執務室10時間/日に関してですが、点灯時間の考え方は、施設運用時は常に点灯しているという認識でよろしいでしょうか。 階段や倉庫は常に点灯していないので、共通の時間として、3時間or1時間で試算するという認識で間違いありませんでしょうか。	1日の総点灯時間と考えてください。更新前後の比較について、同条件での想定でご提案していただければと思います。
27	公募要領5(1)ウ 事業効果について 削減効果のエビデンスの提出資料についてですが、新旧の比較ができる資料の提出が必要と認識しておりますが、間違いないでしょうか。 例)○施設 旧○円/年間→新●円/年間 削減効果 ▲円/年間 年間での削減効果の試算でよろしいでしょうか。 ※参加事業者の試算にバラツキ防止の為、ご指示ください。	年間250日稼働とするものとして、施設毎に年間の電気料金(更新前後)と削減効果を示してください。なお、二酸化炭素削減量(計画値)は、環境省にて公表している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」等を活用し算定してください。
28	公募要領5(1)ウ 事業効果について 削減効果のエビデンスの提出資料についてですが、提供いただいた図面から各施設の各階・部屋ごとにLEDを選定し、リスト化しなければ正確な試算はできないと認識しております。ここでいう任意様式とは、この部屋ごとのリスト化した新旧の整理したデータを提出するという認識で間違いありませんでしょうか。 おおまかな概算での削減効果の提出資料は、認められないという認識でよろしいでしょうか。 ※参加事業者の試算にバラツキ防止の為、ご指示ください。	事業効果については、LED化導入前後により各施設毎でどの程度の電気料金の削減効果が見込まれるかを任意様式で示すものです。概算でも構いませんが、現実に即した算定を行ってください。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
29	公募要領5(1)オ 工事費について ここでいう記載の工事費は、リース料率及び撤去費及び保守メンテナンス費など 補助対象外などの費用を除いた金額を記載するという認識でよろしいでしょうか。 また、各施設の積算根拠となる内訳見積は、提案書とは別途、任意様式で提出する認識でよろしいでしょうか。	各施設毎の総工事費(補助対象外費用を含む。)とその内訳を示してください。別途資料を用意するかは自社でのご判断をお願いいたします。
30	公募要領5(1)カ リース料について 各施設のリース料金の記載は、税抜の金額でよろしいでしょうか。 また、リース料は、施設毎に、一定という認識で間違いないでしょうか。	リース料は税抜き記載で問題ありません。 施設毎の年間リース料(あるいは月額)が一定ということです。
31	公募要領5(2)ア 導入スケジュールについて 様式4-2以外に、A4サイズ横にて、別途 全体工程表の提出で代用して問題ないでしょうか。	問題ありません。
32	公募要領6 企画提案書について A4判を基本とし、枚数に制限ないと記載がありますが、企画提案書 様式4-1～3とは別に、プレゼン用の企画提案書を提出し、当日のプレゼンは、プレゼン用の資料で提案・発表しても問題ないでしょうか。	問題ありません。
33	公募要領6 企画提案書について 通貨単位は円と記載がありますが、千円での表記でも、問題ないでしょうか。	問題ありません。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
34	公募要領6 9(1)スケジュールについて 企画提案書の締め切りが、8月10日17時までとなっております。 質疑回答書の締め切りが5日となっております、翌日6日に質疑回答が開示されたとして、提出まで、営業日2日間しかないスケジュールとなっております。 ※各社(すべて)の質疑回答を確認してからでないと、提案書・正確な見積り書などが作成できません。 2日間で、見積書の作成、提案書の作成・社内承認を完了させるのは、不可能に思います。 今回は、補助金上限金額から想定すると、補助対象内外＋リース費用まで想定すると3億円は超える事業かと想定できます。 事業内容は、LED更新と電気工事に該当する内容ですので、建設業法上の見積もり期間(中15日)は必要ではないでしょうか？ 現場確認も、7月末の見学会が初見となります。 上記理由より、企画提案書の締め切りの延長をお願いします。 ※このままでは、事前に調査などされた事業者様がいた場合、公平性に疑義も持つ事業になりかねませんので、適正な見積もり期間の設定をお願いします。	本事業は3年間実施し、加えて、参加事業者にて同条件でのスケジュールとしています。リース費用については、各社が算定するものであり、3億円は超える事業かは想定できません。 ※被災地支援の都合により、企画提案書の締め切りは延長となりました。
35	企画提案書の提出について 提出期限～8月10日17時となっておりますが、質疑回答から資料の作成となると期限も短いことから、メールでの提出でもよろしいでしょうか。	問題ありません。ただし、プレゼンテーションの際は提案者にて必要部数ご用意が必要となります。
36	公募要領7(1)ア 提出期限について 各施設の図面を提供する。とありますが、今回の灯数については、ご提供頂いた図面から灯数を各事業者が試算する灯数で提案するとう認識でよろしいでしょうか。	参加資格を認められた者に際して、対象県有施設の図面を提供するという主旨になります。
37	公募要領7(1)ア 提出期限について 各施設の図面を提供する。とありますが、照明の図面がない施設に関しては、7月27日～30日で現場調査した灯数を拾い出した灯数で提案するという認識で間違いないでしょうか。	問題ありません。
38	公募要領7(1)ア 提出期限について 各施設の図面を提供する。とありますが、事業予定者となり詳細調査後、図面と相違があった場合は、追加増減の協議をして最終価格を決定していく認識で間違いないでしょうか。	図面の相違については、現地確認の際に確認ができますので、それを考慮して価格の設定をしていただくことになります。
39	公募要領9(3)プレゼンについて 当日の発表は、企画提案書を書面にて配布し、その資料をモニターに移し、発表することは可能でしょうか。 上記が可能な場合、モニター・電源は借用できますでしょうか。	プレゼンテーションにつきましては、モニターは使用しませんので、書面で説明してください。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
40	仕様書1について 特別な理由により調光機能を付すことができない場合は、事前に発注者と協議し承認を得ること。とありますが、事業予定者決定後、詳細現地調査後の協議となるとの認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
41	審査基準表 1(2)事業効果について ここでの評価は、施設全体での、年間での電気使用量及び電気代の削減効果が大きい事業が評価が高いという認識で間違いないでしょうか。 また、(相対評価)と記載がございますので、他の企画提案者との比較で評価されるという理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
42	審査基準表 4見積額について ここでいう見積額は、リース料総額での評価で間違いないでしょうか。	補助金控除後のリース料総額での評価となります。
43	完成時の提出書類について 完成図書で必要な書類 ご指示お願い致します。 見積もり試算に影響するため、ご指示願います。	各施設毎の施工前後写真、施行箇所図面、導入照明一覧(写真などで明確に分かるようにすること)、価格明細書(補助対象・非対象を明確に分かるようにすること)などが最低限の書類となります(状況に応じて、追加書類を求める場合もあります。)
44	完成時の提出書類について 設置後の照明の配置図の提出が必要かと認識しております。 提出図面としては、ご提供頂いた図面を新たにCADで作成し、現状の室名や間仕切りに修正し、設置時の最新の状況の図面をCADにて作成が必要との認識で間違いないでしょうか。 既設の図面のCADデータは、ないということで間違いないでしょうか。	照明の配置図の表現の方法については事業決定者での判断とします(データだけではなく、紙面にも提出を求める場合もあります。)
45	施工について 夜間作業はないという認識でよろしいでしょうか。夜間作業の可能性がある場合は、見積に影響がある為、ご指示願います。 ※落札後の工事調整において、夜間作業や想定外の作業環境になった場合は、追加変更にて協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	夜間作業はないという認識で問題ありません。
46	施工について 施工日の施設の開錠・施錠は、貴県または施設管理者様で対応していただけるとの認識でよろしいでしょうか。 施設のセキュリティでの警備員の費用は受注者側では不要という認識でよろしいでしょうか。 また、土日祝日の作業は可能でしょうか。	施設の開錠・施錠は施設管理者で対応します。 また、土日祝日の作業を含む具体的な作業スケジュールは事業決定者と施設管理者で調整します。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業	
47	施工について 撤去の際のPCB発見した場合は、発注者にて保管(処分)の認識でよろしいでしょうか。	PCBを発見した場合は、別部署との協議が必要となるため、都度協議を行います。
48	施工について 器具の増設、新設に伴い天井ボード等の開口作業が必要な場合、石綿の調査費用及び石綿作業の費用は、別途協議をするという認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。
49	世界情勢の影響等により、不測の事態が生じ、事業者努力では如何ともしが理由で納期に間に合わないなどの事象が発生した場合、指名停止の回避や損害金の免除、賃貸借期間の後ろ倒しなど含め、都度協議頂けますでしょうか。	本事業は最終年度であるため、原則期日内をお願いします。如何ともしがたい事象が生じる場合は、国等を含めた検討が必要となってきますので、早めのご相談をお願いします。
50	質疑回答の内容により参加が難しいと判断された場合、企画提案書の提出までに参加辞退の場合は、罰則などないという認識で間違いないでしょうか。	問題ありません。
51	賃貸借及び保守契約書(案)第5条 について 第5条末尾に(第5条 契約保証金は、免除する。)と記載がございます。 第5条1項、2項にかかわらず契約保証金は免除するという理解でよろしいでしょうか。 ①本選考に係る保証金(入札保証金含め)は免除という理解でよろしいでしょうか。	以下のいずれかの場合、契約保証金が免除となります。 ①リース会社が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結。 ②過去2年間に国又は地方公共団体と締結した、種類及び規模がほぼ同等な契約実績を2つ提示(長期継続契約については、毎年度毎の実績を1つの実績として良い。例:令和6年4月1日から10年の契約を行ったものについては、令和6年度及び令和7年度実績で可) ※番号6、7も参照してください。
52	賃貸借及び保守契約書(案)第13条 について 賃貸借期間満了後の貴県への所有権移転においては、現状有姿でのお引渡しという理解でよろしいでしょうか。	問題ありません。
53	賃貸借及び保守契約書(案)第17条 について 契約書(案)第17条第2項に基づき、歳出予算の減額又は削除を理由として契約が解除された事例(リース契約に限らず、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約を含む。)がございましたら、その有無をご教示ください。	本事業(長期継続契約)については、該当事例はありません。 その他事業については、不明のため回答は控えさせていただきます。

質問回答書

案件名	リース方式による宮崎県公共施設LED化推進事業
54	賃貸借及び保守契約書(案)第16条・第17、補助金等の交付に関する規則 18条 について (1) 契約書(案)第16条と第17条第2項及び第3項との適用関係について確認します。契約期間中に施設の統廃合その他発注者の事由により契約内容の変更又は契約解除となる場合は、第16条に基づく損害賠償の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、当該解除に起因して受注者に補助金返還その他の費用負担が生じた場合には、発注者において負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。併せて、第16条の適用を想定している具体的な事例をご教示ください。 (2) 契約書(案)第17条第2項に基づき契約が解除となった場合、受注者には未回収リース料のほか、施設ごとの仕様に合わせて設計・施工された設備であることによる転用・売却困難リスク、さらに補助金等の交付に関する規則に基づく財産処分制限や補助金返還等のリスクが生じる可能性があります。これらのリスクについては、受注者においてリース料へ反映して積算することを想定されているとの理解でよろしいでしょうか。 また、公募要領に定めるリース料上限額は、そのような考え方でリース料上限額を設定されたものと理解してよろしいでしょうか。 第16条については甲また乙はの自己の責めに帰すべき事由により、相手方に損害がある場合についての賠償をするものです。甲に自己の責めに帰すべき事由がある場合は甲にて損害を賠償する必要があります。 第17条第2項については、リース料金は、必要経費として確実に措置していくこととしておりますが、万が一、予算の都合により事業の継続が不可能となった場合は、協議させていただきます。 第17条第3項は同条第1項の規定による契約の解除に紐付くものです。 また、当該リスクについては、予めリース料に反映させることは想定していません。